

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			法令番号	平成17年法律第123号					
手続名	指定自立支援医療機関の指定			根拠条項	第59条					
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第59条 (2) 指定自立支援医療機関の指定について (平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知) 標準処理期間の日数は、佐賀県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に諮問する場合は除く。										
審査基準										
受付機関	障害福祉課	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間 30日	目次			
						標準経由期間 日				